

「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」取扱要領

平成 22 年 3 月 31 日 制定

平成 30 年 3 月 31 日 改正

令和 3 年 9 月 30 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準（以下、「景観形成基準」という。）の取扱に関して必要な事項を定めるものとする。

(景観形成地区内における届出を要しない行為)

第 2 条 景観形成基準 3 (1)届出対象行為イ(ア)景観形成地区 に規定する「別に定める軽易なもの」は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項（これらの規定を同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知を要しない建築物の建築等
- (2) 吹田市景観まちづくり条例別表に定める以外の工作物の建設等

(重点地区の活用)

第 3 条 土地所有者等は、次の各号に定める開発行為を行うに当たっては、重点地区の活用を行うよう努めなければならない。

- (1) おおむね 1 ヘクタール以上の開発行為
- (2) 千里ニュータウン地区地区計画区域内における地区整備計画の活用が行われる開発行為

(重点地区の指定又は変更に係る土地所有者等への原案の提示方法)

第 4 条 市長は、重点地区の指定又は変更を含む景観形成基準を変更しようとする場合、吹田市民の意見の提出に関する条例に基づく意見提出手続を実施前に、あらかじめ当該重点地区内の土地所有者等へ個別に通知するものとする。

(説明会の開催等)

第 5 条 市長は、景観形成基準を変更しようとする場合、その内容を周知させる必要があると認めるときは、説明会の開催その他の適切な措置を講ずるものとする。